

●香川県広域水道企業団告示第12号

令和2年香川県広域水道企業団告示第14号（水道料金等の収納事務の委託（支所等における収納事務））の一部を次のように改正する。

令和3年7月26日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
委託した収納事務	委託先の名称及び所在地		収納する場所（以下「支所等」という。）		委託年月日	委託した収納事務	委託先の名称及び所在地		収納する場所（以下「支所等」という。）		委託年月日
水道の使用に係る料金（以下「水道料金」という。）（香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号。以下「条例」という。）第29条に規定する旧土庄町水道事業の給水区域に係るものに限る。）の支所等における収納事務	土庄町	<u>小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2</u>	出納室	<u>小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2</u>	略	水道の使用に係る料金（以下「水道料金」という。）（香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号。以下「条例」という。）第29条に規定する旧土庄町水道事業の給水区域に係るものに限る。）の支所等における収納事務	土庄町	<u>小豆郡土庄町甲559番地2</u>	出納室	<u>小豆郡土庄町甲559番地2</u>	略
略						略					